



2024年8月19日

各 位

会社名 岩崎通信機株式会社
代表者名 代表取締役社長 木村 彰吾
(コード：6704、東証スタンダード)
問合せ先 取締役執行役員コーポレート・
マネジメント本部長 時田 英典
(TEL. 03-5370-5111)

(開示事項の経過)

株主による株式交換差止仮処分命令の申立てに関するお知らせ

2024年6月27日開催の岩崎通信機株式会社(以下「当社」といいます。)の株主総会(以下「本株主総会」といいます。)において決議されました、あいホールディングス株式会社(以下「あいホールディングス」といいます。)を株式交換完全親会社とし、岩崎通信機を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」といいます。)について、2024年8月5日付け「株主による株式交換差止仮処分命令の申立てに関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、当社の株主である株式会社スノーボールキャピタル(以下「SBC」といいます。)から本株式交換の差止仮処分命令の申立て(以下「本申立て」といいます。)がなされておりましたが、2024年8月16日付で、東京地方裁判所は本申立てを却下する旨の決定(以下「本却下決定」という。)を行いましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本却下決定に至った経緯

本株主総会において、本株式交換に係る「株式交換契約承認の件」が原案通り承認可決されました(かかる決議を、以下「本決議」といいます。)が、SBCより2024年7月31日付けで、本決議に瑕疵があるとして、本申立てが東京地方裁判所に対して行われておりました。

これに対し、2024年8月16日付で、東京地方裁判所は、本申立ては理由がないとして、本申立てを却下する旨の決定を行いました。

2. 本申立てをした株主の概要

(1)	名 称	株式会社スノーボールキャピタル
(2)	所 在 地	東京都港区虎ノ門五丁目12番13号
(3)	代表者の役職・氏名	白石 陽一
(4)	所 有 株 式 数 (所 有 比 率)	30,100株(0.20%)

(注) 所有株式数の割合は発行済株式総数から自己株式数を除いた株式数に対する所有株式数の割合です。

3. 本却下決定を行った裁判所及び年月日

- (1) 本却下決定を行った裁判所
東京地方裁判所

(2) 本却下決定があった年月日

2024年8月16日

4. 本却下決定の内容

- (1) 本申立てを却下する。
- (2) 申立費用は債権者（SBC）の負担とする。

5. 今後の見通し

当社は、本却下決定を受け、本株式交換を予定通り実施いたします。

なお、当社は、本決議及び本株式交換を適法かつ適正なものであると確信しており、本却下決定は、当社の主張を認める妥当な判断であると考えておりますが、SBCより、本却下決定に対して即時抗告等が行われる可能性があります。

したがって、今後とも、当社から開示される情報に十分ご留意いただきますよう、お願い申し上げます。

以上